

## 吉田町下水道使用料審議会第4回の論点

## 第1. 町長の諮問内容の確認

1. 吉田町の下水道事業は、平成2年1月に事業認可を取得して以降、整備を着手している。平成7年に終末処理場である吉田浄化センターの供用を開始し、公共用水域の水質保全や快適な土地環境の実現に大きく寄与している。
2. 一方で人口減少、高齢化社会、節水型社会の進展による水需要の減少に伴う使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う改築更新事業の増加など、厳しい経営状況が続いている。
3. 持続可能な下水道事業の運営を行うため、令和4年度に下水道料金等審議会を開催し、現状と課題、料金制度の在り方について幅広く議論いただき、当時の下水道使用料を段階的に引き上げるべきという答申を頂き、令和6年度に1回目の水道使用料の改定を実施した。
4. 本改定は、公営企業として下水道使用料による施設経営の実現を目指すため、財源確保を目的としたもので、下水道使用者の生活への影響にも十分配慮しながら実施している。
5. 引き続き今後の持続可能な企業経営と町民負担の公平性を確保する観点から、現在の下水道使用料の適切な水準などにつきまして、ご審議をお願いする

## 第2 答申の検討

## 答申書の構成

- (1) 主文
- (2) 付帯意見
- (3) 付録（検討資料）



図 2-1 経費負担区分とその財源

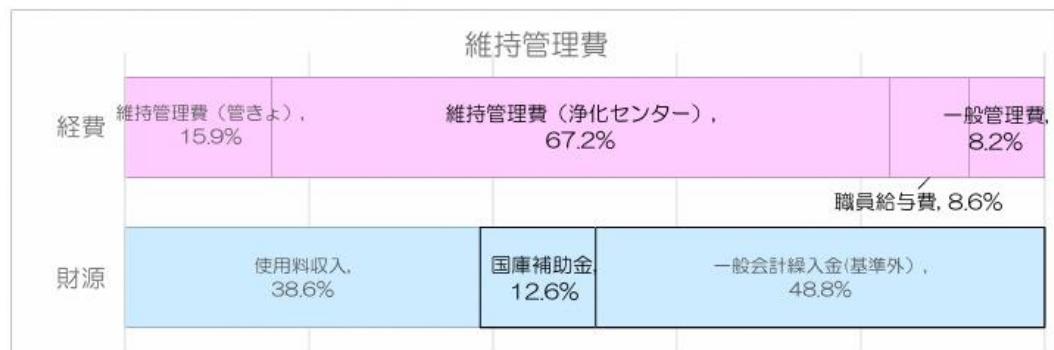


図 2-2 本町の維持管理費負担区分とその財源（令和5年度実績）

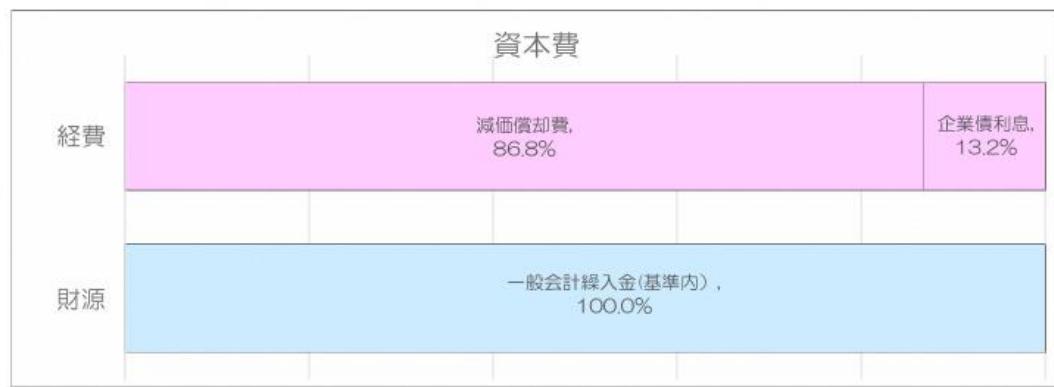
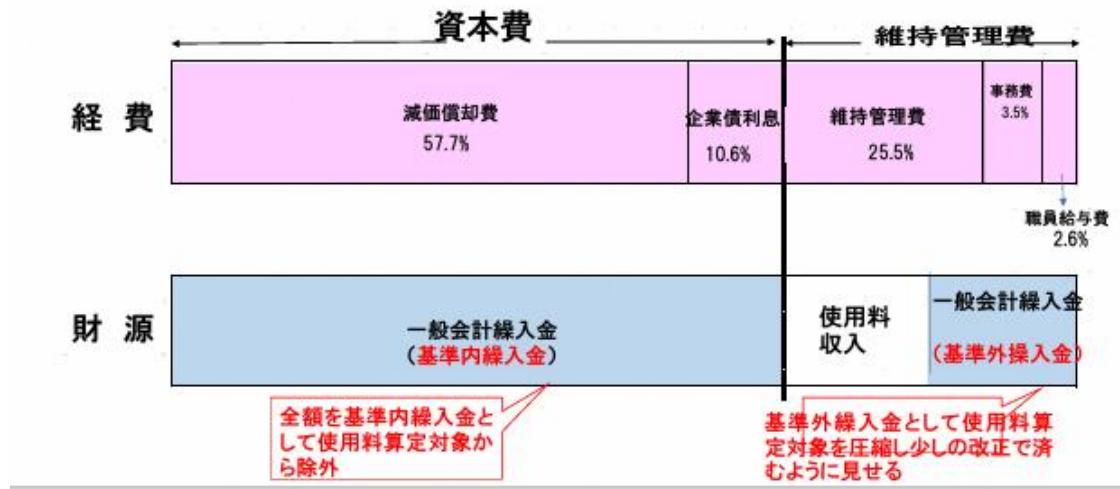


図 2-3 本町の資本費負担区分とその財源（令和5年度実績）

図2 A町公共下水道の財政構造（実際）



### 分流式下水道及び高資本費対策に係る繰出基準について

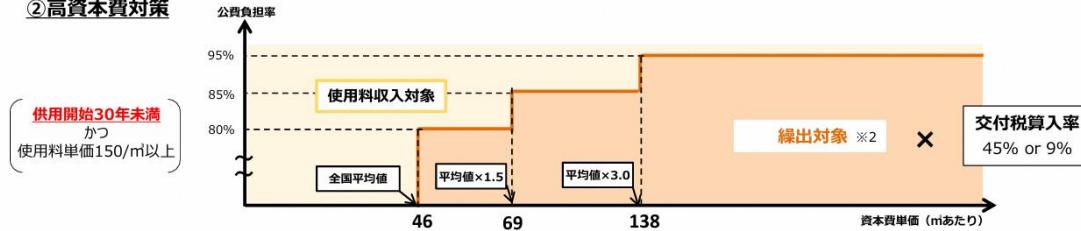
- 分流式下水道等に要する経費に係る繰出基準については、分流式下水道の公的便益及び資本費格差の状況等に鑑み、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難である経費に対して繰り出すこととなっている。
- 高資本費対策に要する経費に係る繰出基準については、自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている一定の事業に対して、資本費単価及び使用料単価の状況等に応じて繰り出すこととなっている。  
※ 対象事業について、供用開始後30年程度で收支が均衡すること等を前提として「供用開始30年未満」の事業としているほか、「使用料単価150/m³以上」、「経営戦略の策定」などの要件あり。

#### <現行繰出基準イメージ>

支出（汚水処理費）		
汚水維持管理費	汚水資本費	
	合流汚水資本費	分流汚水資本費
①分流式下水道	使用料収入 ※実勢150円/m³未満の場合は150円/m³として算定	繰出対象 ※1

分流式の公共下水道（中略）に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額

#### ②高資本費対策



## 下水道事業に係る主な地方財政措置

- 下水道事業においては、建設改良及び維持管理に係る経費についてそれぞれ繰出基準を定めている。
- 分流式下水道等に要する経費等の建設改良費に対して下水道事業債等が充当可能となっており、元利償還金に対する地財措置を講じているほか、高資本費対策に要する経費に対して投資補正を講じている。
- また、雨水処理等の維持管理費に対しては普通交付税の単位費用等により地財措置を講じている。

費用	繰出基準	繰出基準額	交付税措置等
建設改良費	雨水処理に要する経費	雨水処理に要する資本費（及び維持管理費）に相当する額	下水道事業債（通常分） 【充当率】100% 【措置率】公費負担相当の7割 （合流式：42%、分流式：21%～49%）
	分流式下水道等に要する経費	分流式下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	下水道事業債（通常分） 【充当率】100% 【措置率】公費負担相当の7割（21%～49%）
	高資本費対策に要する経費	資本費単価が全国平均を上回る部分に資本費単価の全国平均との差に応じて0.8～0.95を乗じて得た額※使用料単価による割落としあり	繰出基準額の45%or9% ※供用開始24年まで：45%、25～29年：9%
	高度処理に要する経費	高度処理に要する資本費（及び維持管理費）に相当する額の一部（1/2を基準とする）	実績出額の7割 ※事業費×0.315の範囲内
	広域化・共同化に要する経費	・H30以前に発行した下水道事業債（広域化・共同化分）の元利償還金の55% ・広域化・共同化計画計画に基づき令和元年度以降に実施する広域化・共同化に要する資本費の4割～8割（流域下水道接続分は5割～9割）	下水道事業債（広域化・共同化分） 【充当率】100% 【措置率】公費負担相当の7割 ・H30以前分：55% ・R 1 以降分：28%～56% ・R 4 以降の流域接続分：35%～63%
	地方公営企業法の適用に要する経費	法適用に要する経費に充当した下水道事業債の元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	公営企業会計適用債 【充当率】100% 【措置率】公費負担相当の7割 ※下水道債（通常分）と同様
維持管理費	雨水処理に要する経費	雨水処理に要する（資本費及び）維持管理費に相当する額	
	不明水の処理に要する経費 水洗便所に係る改修命令等に関する事務に要する経費	不明水の処理に要する維持管理費に相当する額 水洗便所への改修命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の50% ※一般行政事務の面と下水道事業活動の面との両面性を考慮	単位費用及び密度補正で措置 ※決算額等を踏まえて7割程度を算入
	高度処理に要する経費	高度処理に要する（資本費及び）維持管理費に相当する額の一部（50%を基準とする）※下水道事業における汚水処理の面と富栄養化防止等の一定	実績出額×7割 ※事業費×0.315（繰出割合50%×算入率70%）

## 【参考】分流式汚水資本費と人口密度の相関について

【今後の下水道財政の在り方に関する研究会報告書（平成18年3月）】

### 第3章 今後の下水道財政の在り方

#### 2 汚水資本費に対する公費負担の必要性

分流式下水道については、雨水と汚水の処理を完全に分けて行うことから公共用水域の水質保全への効果が高く、改善前の合流式下水道に比べて公的な便益がより大きく認められることから、**汚水資本費の増嵩分に対しては公費負担とすべき**であると考える。なお、合流式整備による下水道については、当初の建設コストに加え公共用水域の水質保全のため合流改善事業の実施が必要となるが、その経費は雨水に要する経費として公費負担の対象となつていることにも留意する必要がある。

分流式下水道の汚水資本費の実態をより詳細に分析するため、汚水資本費単価といつかの指標の相関関係について分析を行ったが、**そのうち処理区域内人口密度（以下「人口密度」という。）については、人口密度が高くなるにつれ汚水資本費単価が低くなり、人口密度が低いほど汚水資本費単価が高いという比較的明らかな相関関係が見られた**。このことから、汚水資本費に対する財政措置の検討に当たっては、**人口密度に応じた汚水資本費単価の格差に着目していくことが適当**と考えられる。

（中略）

#### 3 今後の財政措置の在り方

これまでの議論を踏まえ、下水道事業に係る今後の財政措置については、次のような見直しを行うことが適当である。

- ① 「雨水公費・汚水私費の原則」を維持しつゝ、雨水に要する経費については、地方財政計画上の推定値である資本費の7割と実態の雨水比率との乖離をなくすべく、地方財政計画上額の基礎となる雨水比率を変更する。その場合には、合流式整備による下水道と分流式整備による下水道では現状の雨水比率に大きな格差があることに着目し、より実態に即したものとする。
- ② 合流式整備による下水道と分流式整備による下水道では現状の汚水資本費に大きな格差があること及び分流式下水道は公共用水域の水質保全への効果が高く公的便益がより大きく認められることを踏まえ、分流式下水道について、汚水資本費の増嵩分に対する一般会計からの繰り出しを行う繰出基準の創設及び地方財政計画への所要額の計上を検討する。
- ③ その場合、繰出基準の創設にあたっては各団体において**一般会計から安易な繰り出しが行われることのないよう配慮する**とともに、地方財政計画への所要額の計上及び地方交付税措置の検討にあたっては、**処理区域内人口密度と汚水資本費との相関関係を加味した合理性の高い制度**とするとともに、汚水資本費への使用料回収を適切に行っていくことを前提とした水準を検討する。
- ④ 自然条件や地理的条件など各事業の個別事情によって使用料の対象となる汚水資本費が著しく高くなる事業に対しては、これまでの高資本費対策の内容を一層合理的なものとなるよう見直しを行った上で財政措置を継続する。
- ⑤ 特定環境保全公共下水道や農業集落排水施設など小規模で経費回収率が著しく低い事業については、実情を踏まえた適切な取り扱いを検討する。

なお財政措置の見直しにあたっては、**各団体の財政運営及び下水道事業の経営に支障が生じることのないよう、十分に配慮することが必要**である。

また、新しい財政措置のものにおいても、**経費節減や使用料の適正化などの地方公共団体の更なる経営努力が促されるよう努めるべき**である。

## 資料 1

別紙

第 4 回(7.11.20) 改定について委員アンケート

### (1) 改定を見送る

本文に付す意見例

1 - 1

今回は物価高で政府が経済対策や物価高対策を進めているときに自治体が逆なことをすべきでないので、「改定は見送る」べきである。

1 - 2

合わせて、吉田町の下水道事業の持続性に問題があるので、町と議会は民間コンサルタントに頼らないで下水道事業を検証して事業を展望し必要な対策を講じてもらいたい。

### (2) 3 3 %改定する

2 - 1

吉田町の下水道事業財政状態が厳しく、先送りできる状態ではないので当初の方針どおり「改定する」

### (3) 1 6 %改定する

3 - 1

吉田町下水道事業の財政状況は厳しいとしても、物価高で町民が大変な思いをしている状況に鑑みて、3 3 %の半分とする。

### (4) その他